

令和8年度 ガス単価契約仕様書

件名	令和8年度 ガス単価契約		
契約方法	年間単価契約		
契約期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで		
品名	ガス		
規格	LPガス		
予定数量	使用場所	年間推定使用量	総合計
	旧西棟	1,900m ³	24,200m ³
	旧東棟	3,200m ³	
	厨房系統	5,100m ³	
	中央・東系統	1,800m ³	
	西系統	1,200m ³	
	いしづち苑	11,000m ³	
	この予定数量はあくまでも見込んだ数量であり、決してこの数量を確約するものではない		
納入場所	各施設指定場所、ローリー渡し		
請求方法	毎月〆日を月末とし、一ヵ月分取りまとめて各施設へ請求すること		
その他(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注・納品にかかるカードもしくは伝票等は請負者にて準備すること ・ 検診日には検診確認書を提示すること ・ 銀行等振込手数料は請負者にて負担すること ・ 契約期間中において、物価の変動等により液化石油ガスの市場価格の変動が著しい場合で、液化石油ガスの単価を変更する必要があると認めるときは、双方協議の上、単価変更することができること ・ ガス事業法、消防法その他規定する法令に遵守するものとし、届出、申請行為、点検はすべて請負者の負担とする ・ 契約終了後におけるガス残量分につきましては、請負者の責任において、次の請負者に引き継ぐものとする ・ 仕様書に記載のない部分については請負者決定後、協議すること 		

<p>その他(いしづち苑)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●年間推定使用量は施設給油使用量10か月の平均による試算 ※実際の使用量と異なることがあります ●供給方式 バルクガスローリー車による充填 ●残量管理設備について <ul style="list-style-type: none"> ・バルク残量管理システム装置は各社仕様システムが違うため、ガス供給業社にて設置、管理すること ガスメーター指針 バルク超音波液面計システム 上記システムの設置が出来ない場合は、供給業者の責任において残量を管理するものとする ●バルクガス残量の清算方法について <ul style="list-style-type: none"> 単年度ごとの入札によりガス供給業者が入れ替わるときは、バルクガス残量はいしづち苑、前供給業者、新供給業者にて相談の決済すること ●供給開始時点検について <ul style="list-style-type: none"> 新規納入業者にて供給開始時に点検、報告書をいしづち苑に報告すること ●設備の維持管理、交換等については、供給業者といしづち苑及び施工業者にて打合せの上、決定すること
-------------------	--

済生会西条病院

令和8年度 自動車ガソリン単価契約仕様書

件名	令和8年度自動車ガソリン単価契約		
契約方法	年間単価契約		
契約期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで		
品名	ガソリン		
規格	レギュラー		
予定数量	施設名	数量	合計 【入札札には合計金額を記入】
	西条病院・包括(14台)	12,100リットル	31,200リットル
	いしづち苑(13台)	12,800リットル	
	特養・訪問(12台)	6,300リットル	
この予定数量はあくまでも見込んだ数量であり、決してこの数量を確約するものではない			
納入場所	当院から直線で3km以内のスタンド		
請求方法	毎月〆日を月末とし、一ヵ月分取りまとめて各施設へ請求すること		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注・納品にかかるカードもしくは伝票等は請負者にて準備すること ・ 銀行等振込手数料は請負者にて負担すること ・ 契約期間中において、物価の変動等によりガソリンの市場価格の変動が著しい場合で、ガソリンの単価を変更する必要があると認めるときは、双方協議の上、単価変更することができること ・ 仕様書に記載のない部分については請負者決定後、協議すること 		

済生会西条病院

令和8年度 液化酸素ローリー(3tタンク)単価契約仕様書

件名	令和8年度 液化酸素ローリー単価契約
契約方法	年間単価契約
契約期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
品名	液化酸素ローリー
規格	3tタンク用
予定数量	37,400kg
	この予定数量はあくまでも見込んだ数量であり、決してこの数量を確約するものではない。
納入場所等	当院指定場所・方法については当院担当者に従うこと
請求方法	毎月×日を月末とし、一ヵ月分取りまとめて施設へ請求すること
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 発注・納品にかかるカードもしくは伝票等は請負者にて準備すること・ 銀行等振込手数料は請負者にて負担すること・ 契約期間中において、物価の変動等により市場価格の変動が著しい場合で、液化酸素ローリーの単価を変更する必要があると認めるときは、双方協議の上、単価変更することができること・ 緊急時、休日でも対応可能であること・ 仕様書に記載のない部分については請負者決定後、協議すること